



## 新しい飼養衛生管理基準が10月に施行

### 飼養衛生管理基準の主な改正点をお知らせします

- 家畜所有者の責務**

家畜所有者は、伝染性疾病の発生予防やまん延防止に対する責任を有します。  
また飼養衛生管理者を選任（家畜所有者の兼任可）し、**飼養衛生管理基準の遵守状況を定期点検する必要があります。**
- 獣医師による定期的な健康管理指導**

管理獣医師や家畜保健衛生所による指導内容は記録したうえで、1年以上保存しておく必要があります。
- 衛生管理区域設定の厳格化**

原則として、衛生管理区域には、飼料タンク、飼料倉庫や堆肥舎など農場作業に関連する農場内全施設が網羅される必要があります。
- 衛生管理区域内での愛玩動物（地域猫・番犬を含む）の飼育禁止**
- 衛生管理区域専用作業着・長靴の使用**
- ねずみ・害虫の駆除**
- 衛生管理区域から出る人・車両・物品の消毒**

伝染性疾病の地域でのまん延防止のため、「入る」時だけでなく「出る」時の消毒をお願いします。

牛を守るため地域ぐるみで対策をしましょう

「飼養衛生管理基準」本文は、下記の農林水産省HPに掲載されています。

[https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-91.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-91.pdf) 次ページに続きます

# 変更点のない現行の飼養衛生管理基準のうち、主なもの

- 衛生管理区域入口での車両消毒**  
出荷・移動用トラックや堆肥運搬車両の消毒を徹底してください。  
衛生管理区域に立ち入る人も、手指消毒してください。
- 衛生管理区域入場者の記録**  
入場者の海外渡航歴も確認してください。  
記録は1年以上保存してください。
- 導入牛の隔離**  
導入牛は、健康確認するまでの間（目安として2週間以上）隔離をしてください。
- 牛舎入口での長靴交換または踏込消毒**  
踏込消毒槽は、汚れたら消毒液を交換してください。
- 器具等の定期的な清掃・消毒**  
直検手袋は、1頭ごとに交換してください。
- 衛生管理区域内の定期的な清掃・消毒**  
牛舎周辺の草刈りも実施してください。  
搾乳機器は、正しい方法で洗浄消毒してください。  
堆肥・ふん尿は、適切に管理してください。
- 特定症状確認時の早期通報**

獣医師の皆様も、  
**地域ぐるみで**対策を推進できるようご協力ください

対策についてご相談がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。  
岐阜県中央家畜保健衛生所 TEL : 058-201-0530  
〒501-1112 岐阜市柳戸1-1 FAX : 058-201-0531

